

令和3年度
南国市教育委員会事務点検・評価委員会

報告書

令和4年6月
南国市教育委員会

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号）の一部が平成 19 年 6 月に改正され、平成 20 年度から全ての教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務付けられました。また、その点検・評価の結果については議会に報告するとともに、市民に対して公表することとされています。

これまで南国市教育委員会では、こうした趣旨を踏まえ、教育委員会による点検・評価を行い、公表を行ってきましたが、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用については、実施していませんでした。

そこで、令和 2 年度分より「南国市教育委員会事務点検・評価実施要綱」を定め、教育に関し学識経験を有する者で構成する「事務点検・評価委員」による点検・評価を実施しております。

このたび教育委員会が行いました事務の管理及び執行の状況に係る自己点検について、「事務点検・評価委員」による点検・評価を実施していただき、令和 3 年度の「報告書」としてまとめましたので公表いたします。

南国市教育委員会

教育長 竹内 信人

○令和3年度南国市教育委員会事務点検・評価委員

	氏名	所属	役職
1	田村 由香	高知学園大学 高知学園短期大学 幼児保育学科	教授
2	竹中 利文	株式会社 土佐力舎	代表取締役社長
3	藤中 雄輔	高知大学教職大学院	特任教授

【点検・評価の基本的な在り方について】

- ・教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、的確にその施策効果を把握するとともに、その目的・目標に照らしながら当該施策の特性に応じた観点から点検及び評価を行い、その評価の結果を当該施策に適切に反映させるものとする。
- ・教育委員会は、前項に規定する点検及び評価の実施に当たっては、客観的な実施の確保を図るため教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する。

【事務点検・評価委員について】

- ・事務点検・評価委員は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
 - (1) 教育委員会の事務の点検及び評価の方法に関すること。
 - (2) 教育委員会の所管部署が実施した事務の点検及び評価に関すること。
 - (3) その他教育委員会が事務の点検及び評価に関し必要と認めること。

【報告書の作成及び公表について】

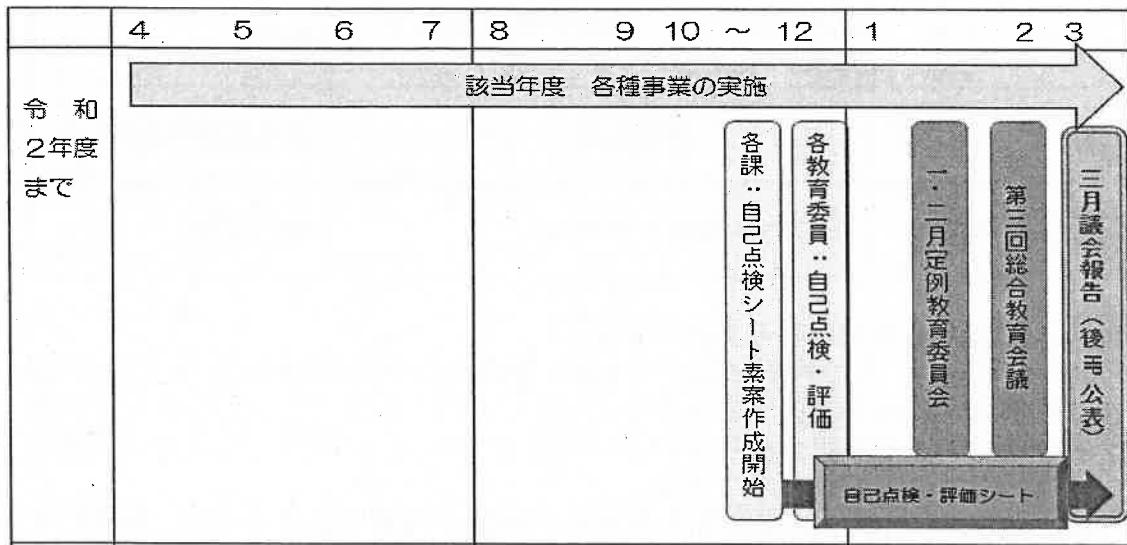
- ・教育委員会は、事務の点検及び評価を行ったときは、その結果に関する報告書を作成し、議会へ提出するとともに市民へ公表するものとする。
- ・教育委員会は公表した報告書について市民から意見があった場合は、施策又は事務の点検及び評価に適切に反映させるよう努めるものとする。

【点検・評価の改善の検討について】

- ・教育委員会は、毎年度、事務の点検及び評価の在り方について検証を行い、その課題を把握し、本市の行政評価の動向も参考にしながら、その改善について検討を行う。

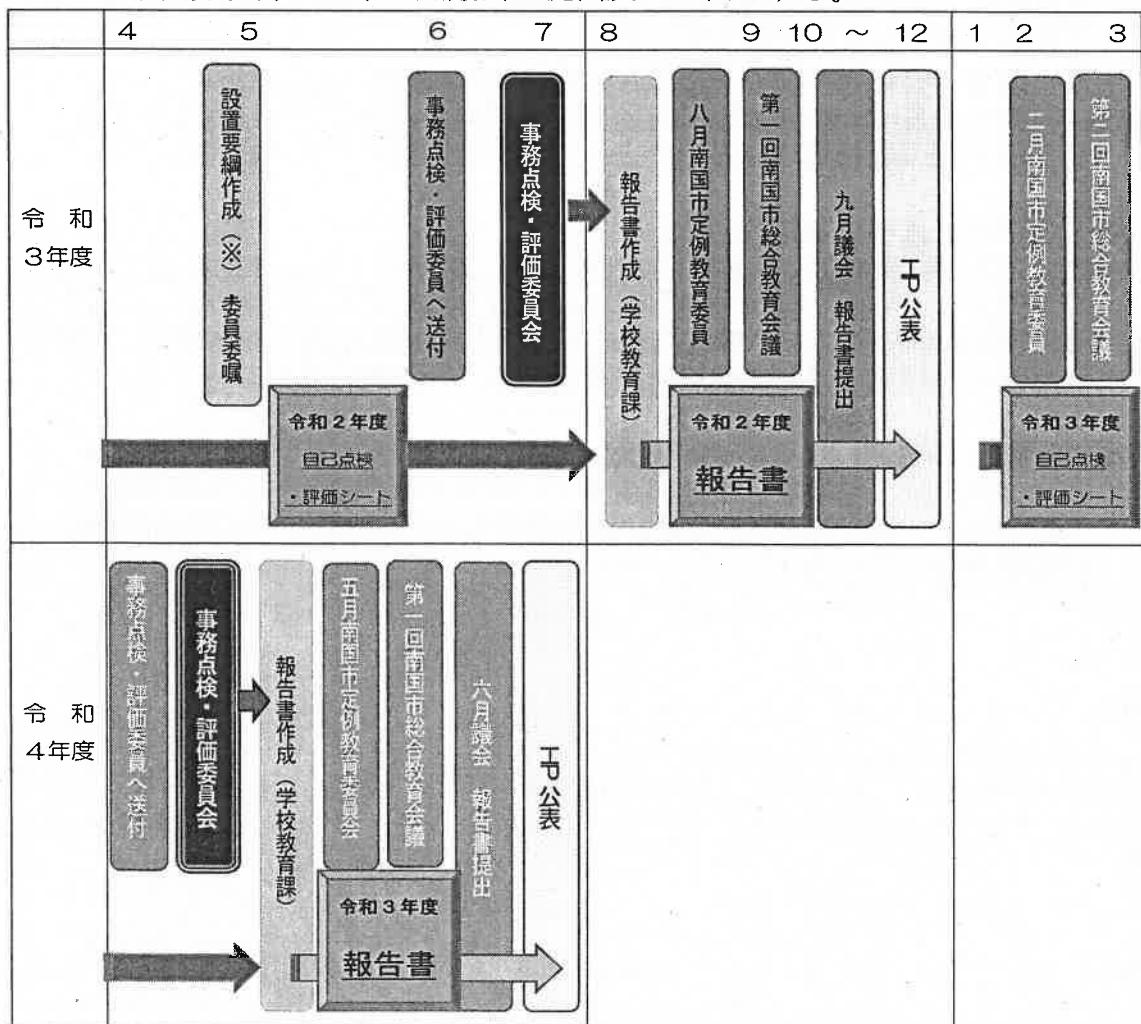
【点検・評価の流れについて】

○令和元年度分まで：当該年度末の議会への提出及びHPの公表としていた。



○令和2年度分：南国市教育委員会事務点検・評価委員を委嘱し、「事務点検・評価委員」の評価を受け、報告書を作成する。

○令和3年度分以降：翌年6月議会に提出及び公表とする。



【事務点検・評価委員による評価から】

<全体について：評価の在り方について>

【令和2年度『南国市教育委員会事務点検評価・評価委員会』

(1) 「実現度」や「成果度」の尺度について

- ・関連する事業を見比べた時、「重要度」は同じだが「成果度」が異なっているものがある。また、よく取り組んでいると評価できるものに対しても、自己評価が低いと感じられるものがある。「重要度」だけでなく「実現度」も含めて、客観的な『評価指標』が必要である。

(2) 重要度について

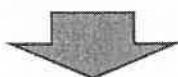
- ・「重要度」とは何か。挙げている事業等全て「重要」ではないか。それならば、「重要度」が、左から1・2番目というのは、当初の設定自体どうなのか。「自己点検・評価シート」自体、評価の仕方を変えなければならないのではないか。

(3) 中項目について

- ・教育振興基本計画に載っているものもあれば、そうではないものもある。教育振興基本計画の期間（今回は、令和2～4年度）の柱に照らして、取り組みたい大項目、中項目を設定することが必要である。教育振興基本計画にこの3年間で重点的に取り組むことが何かを明文化する必要がある。

(4) 評価内容について

- ・評価事業がいくつかあるが、その中で各学校が県教委の指定等受けての、各学校が取り組んだ、各校の自己評価が記載されている。事務局として、各学校の自己評価とともに、1年間の中での市教委のバックアップがどうだったかの評価をするべきである。



【令和3年度『南国市教育委員会事務点検評価・評価委員会』

令和3年度南国市教育委員会事務局事務事業自己点検シートは、昨年度と比較して南国市の教育振興基本計画とすり合わせができる分かりやすく、上記のことが改善されている。

<学校教育課の取組について>

【六育に共通する取組】

3 不登校プラスワン未然防止等事業

不登校の要因には、家庭環境や人間関係等、様々な要因がある。その中でも現在、一番大きなウエイトを占めているものが、スマホ依存、ネット環境、ゲーム等であり、コロナ禍で更に生活リズムを崩したことにより、不登校児童生徒は増加傾向にあると分析できている。しかし、課題ばかりが見え不登校対策の糸口が見えないと感じる。

その中で、今年度より南国市全体で「魅力のある学校づくり」が不登校児童生徒の削減に繋がっていくことを重点的に取り組むようであるが、「不登校担当者」という言葉を「魅力担当者」に変えたということは良いのではないだろうか。

学校に来させようとする雰囲気が、子どもたちにとってのプレッシャーになったり、辛い子どもたちもいたりする。そのため、「学校に来るだけが全てではない。」ということをもっと推してもいいのではないか。しかし、個々に抱えているものは違うため、まずは子どもたちが安心・安全で学校に来ることができる雰囲気づくり、温かい環境づくりとして、「魅力のある」ということが大事になってくる。「学校に来させよう。」とか「学校に来ない子は駄目だ。」という雰囲気が少しでもあると児童生徒は来づらいし、安心・安全な学校にはならない。教職員の共通理解が大切であり、意識改革をしていく必要がある。

【「智育」の取組】

8 一人一台パソコンを活用した「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善事業

高等学校でもパソコンの活用が可能となったが、ネットに繋がりにくいという課題があり、現在はローカルブレイクアウトを実施している最中のようである。

南国市はローカルブレイクアウトの工事が終了したのが、令和4年2月であるため、本格的に全ての学校が活用できるようになったのが年度末である。そのため、ネット環境が耐えうる状況かどうかは、まだ正確には把握できていないようであるが、ICTのメリットをしっかりと押さえて取り組めているので、是非、ストレスのない形で子どもたちがパソコンを活用できるように、サポートをお願いする。まさに、それが一人一台パソコンのメリットになる。

また、一人一台パソコンやタブレットを貸与され、使い方の吸収力が子どもたちは大人よりも早いため、ネットリテラシーはとても大切だと考える。学校で全てやっていくのではなく、PTAとの連携で正しい使い方を教えることが大切だと考える。今後、不登校の子どもたちも通信環境の中で活動ができるようになる。そうなると、やはり家庭での使い方が大事になってくるため、学校でいくら管理していても指導が行き届かないところがある。取組の中に、ネットリテラシーの取組もあるとより良くなるのではないかと考える。

【「徳」の教育】

10 スクールソーシャルワーカー (SSW) 活用事業

課題に、「間に入るのではなく、SSWが主で動いてしまった。」とある。SSWに対する認識が学校の方にできていない部分があるのではないか。やはり、福祉の専門家として、「課題があった時にどういうところに繋げていくのかという役割」がSSWにはあるということがわかつておらず、不登校支援員の補助的な役割と思われる事もあるため、今後、学校の方へ周知していく必要がある。

担任レベルで周知されていないと正しい活用は難しいため、「なぜSSWが必要か。」というところから管理職だけではなく、全ての教職員へ認知させていく必要があるのではないか。そのためにも、市教委から学校へ支援・指導していくべきだと考える。

【「体」の取組】

11 運動部活動配置活用事業

「部活動を地域へ移行していく」という国の提言も新聞記事で見かけた。学校や生徒により、部活動に対して受け取り方が全然違う。南国市は「まほろばクラブ」という地域統合型スポーツクラブがあり、一方では香長中学校のように部活動を盛んにしている学校もある。強い部活動もあるが、楽しく運動をしたい生徒もいるということを念頭に置き、放課後の中学生の受け皿づくりになるようにしていただきたい。

現在、部活動をやっていない子どもが様々なスポーツに親しめる時間を放課後の時間を利用してできないか。また、まほろばクラブは香南中学校区にあるので、地の利を生かしてできないのか等、市教委やまほろばクラブ、学校、地域等との協議の場を数回持ち検討していく必要がある。

【「食」の取組】

12 南国市学校給食アドバイザー事業

南国市は食育が進んでいるというイメージを持っている。しかし、プロット図の方向性は良いという評価だが、成果は「中」の評価である。以前は、南国市をモデルとして全国から視察が来るといった時期もあったが、全国的に栄養教諭も配置され、取組が進んでいる状況がある。南国市は継続して地道に取組んではきたが、もう一段レベルアップした取組を期待したい。

外部のアドバイザーを3名招聘し、様々なタイプの食の専門家にアドバイザーになっていただいているようであるが、さらに向上させるためにはどのようにすればよいのか、今後は学校教育課だけの発想ではなく助言をいただきながら、継続した取組を進めていただきたい。

【「才」の取組】

13 特別支援学級等専門家活用事業【合理的配慮コーディネーター配置】

特別支援教育の小中学校での取組が、高等学校に十分引き継がれていないところがある。高校になると全県一区で焦点化しにくいところもあるが、南国市には3つの高校があり、かなりの生徒が南国市の中学校からそのまま上がるを考えると、合理的配慮の考え方を小中高の3つの校種が集まって、研修ができる場があったら良いのではないか。義務教育で止まってしまっているのがもったいない。南国市の教育の中で、小中高と広がりを持っていただければ、18年間の繋がりとなって効果的な取組になるという期待もある。

昨年、南国市立小学校で「高校はどんなところ」等、キャリア教育の一環として授業を行ったと聞いた。このような取組がもっとあれば、小中高で関係がつくりやすくなるのではないか。特別支援教育の分野でも、今後連携ができるよう検討していただきたい。

【「防」の取組】

16 わんわんパトロール事業

わんわんパトロールのことをはじめて知った。コロナ禍でペットショップも盛況であり、身近な人たちが様々な視点で、散歩のときに関わってもらうことは、大事なことだと思う。はじめた時は、南国市の獣医師会に相談し、パンフレットを置かせていただいたことや広報「なんこく」にも掲載していること。登録していただけたら、犬のロゴ入りのバンダナ・袋・シールを作成して配付もしている等、周知してもらうための活動をしていることは分かった。

この事業は単なる防犯意識を高めるだけでなく、環境美化にも繋がるようになったことやパトロールを実施したことで、朝学校に行きにくい子どもが、犬に会うために出て行くようになったという話も聞いている。効果も上がっている取組で、協力していただける地域の方にも、あまり負担をかけずに行っていただけるのではないかと思うため、今後も継続した取組をしていただきたい。

バンダナをしている犬等を見かけたら、何かあった時や困ったことがあった時に、逆に子どもから声を掛けやすくすることが安心・安全に繋がる。子どもたちもこの取組をもっと知ってもらうことが必要ではないか。

<生涯学習課の取組について> 全ての事業について

生涯学習に関わる全体的な部分で、コロナ禍において活動に大きな影響があると思う。計画通りに行かない状況があるため、指標を考えるのが非常に難しいのではないか。

令和4年度は取組の仕方等、コロナありきの取組の仕方のプランを考える必要性があるのではないか。その経験値はもうあると思う。令和3年度のプランでは、「できた」・「できない」になってしまい、効果を判断しづらい。オンラインの開催も視野に入れる等、新しい生活様式に則った、これから的方法を検討していただきたい。

【(5) 地域における青少年健全育成活動】

10 補導活動

補導員の方については現在 65 名。学校関係者、PTA に声をかけてお願いしているようだが、高齢化が進んでおり新たな補導員さんの確保が難しい状況ではないかと思う。また、補導員だけでなく、民生児童委員も高齢化をしているという問題がある。若い方にお願いしたいといつても仕事上難しい面もあるのが現状ではないか。今後は、関係団体と協力しながら街づくりの中で考えていく必要性がある。

11 相談活動

相談活動については、福祉事務所とこども相談係と連携して取り組んでおり、複雑な家庭環境もあることから、ケース会等を開催し参加することで情報共有をしていること。育成センターは生涯学習課の管轄であり、虐待等の相談については窓口がこども相談係になるため、福祉事務所と学校教育課、生涯学習課が連携を取りながら課題について取り組んでいることはわかった。

窓口がいくつもあると、どこに相談してよいのか分かりづらく、活用しにくいのではないかと考える。そのため、もう少し活用のしやすさを考慮していくべきではないかと感じる。相談を受けたところがまずは、きちんと受容することが大事ではないか。今後、検討していく必要性がある。

12 環境浄化活動

直近2年間のデータでは、令和2年は 513 点の回収があり、ほとんどが有害図書で一般図書はわずかである。令和3年度は 380 点で有害図書や DVD が 367 点であり、一般図書はなかったようである。一定の回収量がある間は、やはり必要であり継続していくなければならない。

【(7) 地域の豊かな市民文化の創造】

21 美術展覧会開催

入場者数が上がっているので、自己評価はもう少し高くてもよいのではないか。例年、高校生にも出品の依頼をしている等、出品数も年々増加している。

また、南国市として位置づけが明確になっており、コロナ禍でも高い成果がでているのではないか。

○南国市教育委員会事務点検・評価実施要綱

令和3年6月15日南国市教育委員会告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、南国市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検・評価の基本的な在り方)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、的確にその施策効果を把握するとともに、その目的・目標に照らしながら当該施策の特性に応じた観点から点検及び評価を行い、その評価の結果を当該施策に適切に反映させるものとする。
2 教育委員会は、前項に規定する点検及び評価の実施に当たっては、客観的な実施の確保を図るため教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する。

(事務点検・評価委員)

第3条 教育委員会は、前条第2項の規定に基づき、南国市教育委員会事務点検・評価委員（以下「事務点検・評価委員」という。）を置く。
2 事務点検・評価委員は3名以内とし、教育委員会が委嘱する。
3 事務点検・評価委員は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
(1) 教育委員会の事務の点検及び評価の方法に関すること。
(2) 教育委員会の所管部署が実施した事務の点検及び評価に関すること。
(3) その他教育委員会が事務の点検及び評価に関し必要と認めること。
4 事務点検・評価委員の任期は、2年とする。ただし、補充の事務点検・評価委員は、前任者の残任期間とする。

(報償費及び費用弁償)

第4条 事務点検・評価委員の報償費は、1日13,000円とする。
2 事務点検・評価委員の費用弁償は、南国市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和55年南国市条例第19号）の規定により支給する。

(報告書の作成及び公表)

第5条 教育委員会は、事務の点検及び評価を行ったときは、その結果に関する報告書を作

成し、議会へ提出するとともに市民へ公表するものとする。

2 教育委員会は公表した報告書について市民から意見があった場合は、施策又は事務の点検及び評価に適切に反映させるよう努めるものとする。

(点検・評価の改善の検討)

第6条 教育委員会は、毎年度、事務の点検及び評価の在り方について検証を行い、その課題を把握し、本市の行政評価の動向も参考にしながら、その改善について検討を行う。

(その他)

第7条 この要綱に規定するもののほか、事務の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

【参照】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

おわりに

本年度「事務点検・評価委員」の皆様より、それぞれの専門分野やこれまでのご経験を生かし多数の意見や提言をいただけたことは、これから本市における「事務点検・評価」の在り方等だけでなく、本市の教育行政の推進においても貴重なご示唆をいただけたものと存じます。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症により、各事業においてコロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止や延期、さらには規模の縮小等余儀なくされることも少なくありませんでした。一日も早い収束を願うばかりです。

このたび点検・評価の過程を通じ、課題となりました点につきましては、幼稚園・学校・家庭・地域との連携を密にし、生涯学習の視点に立ち、保育・教育・文化の環境整備・充実に今後も努めてまいります。

最後になりますが、本報告書の作成にあたり貴重な助言をいただきました事務点検・評価委員の皆様に深く感謝申し上げます。

令和3年度南国市教育委員会
事務点検・評価報告書

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

発行年月日 令和4年6月

発 行 南国市教育委員会

編 集 南国市教育委員会事務局

学校教育課・生涯学習課

〒783-8501 南国市大塙甲 2301

電話番号 (088) 880-6568 (直通)

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇